

「うわじま応援隊事業」のご案内

宇和島を応援する店舗・ 事業所を大募集!!

真珠製品



闘牛



牛鬼まつり



宇和島鯛めし



愛媛県

宇和島市

UWAJIMA

宇和島市では、愛媛県外の店舗・事業所のうち、
宇和島の食材を利用し、料理メニューとして提供している飲食店や、宇和島の特産品を常設的に販売している店舗、
さらに、宇和島の観光ポスターやチラシの設置に協力していただける店舗・事業所を
「ふるさと宇和島」を応援していただける「うわじま応援隊」として認定し、
宇和島市の広報やホームページ等で紹介・PRすることにいたしました。
認定要件に合致する店舗等であれば、基本的にどの店舗・事業所でも市は「うわじま応援隊」として認定し、
認定証とオリジナルの「うわじま応援隊」のミニのぼりを提供いたします。
ぜひ、宇和島の地域情報発信にご協力をお願い申し上げます。

「うわじま応援隊」に関する詳しいお問い合わせ・連絡先

宇和島市総務企画部市長公室 シティセールス推進係
TEL: 0895-24-1111 内線2444 FAX: 0895-24-1121

「うわじま応援隊」の概要

① うわじま応援隊の認定要件

以下のいずれかの要件に該当する愛媛県外の店舗・事業所を宇和島市が「うわじま応援隊」に認定します。

- (1) 宇和島の食材を積極的に使用している飲食店
- (2) 宇和島の特産品を常設的に販売している店舗
- (3) 宇和島の観光ポスター・パンフレット等を常設的に設置・掲示し、宇和島の地域情報を積極的に情報発信している事業所

※必ずしも店舗経営者等が宇和島出身である必要はありません。

※上記の要件は主なものであり、詳細は市にお問い合わせください。

※(3)は、これまでに設置・掲示してなくても、新規に設置・掲示していただける事業所も対象になります。

ただし、次に掲げる店舗・事業所は対象にはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている事業者
- (2) 法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

② 認定を受けるには？

「うわじま応援隊」の認定を希望される店舗・事業所は、市(担当課:商工観光課)に「うわじま応援隊」の認定申請をしていただき、簡単な書類審査をしたのち、認定の内示を行います。

③ 設置・掲示する観光ポスター・チラシについて

市では、認定の内示を受けた店舗・事業所(以下「認定内示店」という)に対し、「観光ポスター・パンフレット」の一覧カタログを送付しますので、認定内示店はカタログをもとに設置・掲示するポスターやパンフレット等を選んでいただけます。(必ずしも設置・掲示をしなくてもかまいませんが、認定要件(3)の場合は必須)

④ 観光ポスター・チラシの送付・設置

市では、③で選んだポスター・パンフレット等を、市から「うわじま応援隊」の「認定証」と「ミニのぼり」とともにお届けしますので、各店舗・事務所で設置・掲示をしてください。

(これにより正式な「うわじま応援隊」の認定となります)

※市の主催等で行われる各種イベントのポスターやパンフレット等も希望があれば随時市から送付されます。

⑤ 認定店の市への情報提供

ポスターやパンフレット等の設置・掲示をしたら、店舗情報(外観や内装、料理の写真など)や、認定証やミニのぼりの設置・掲示の様子がわかる写真などを市に情報提供していただきます。

⑥ 市も広報宣伝に協力

提供していただいた情報をもとに、市や各種団体のホームページや広報誌、宇和島クラブ会員^(※)等に対して「うわじま応援隊」認定店として広く周知いたします。

※宇和島クラブは、宇和島の情報発信並びに宇和島に対する幅広い提言や情報提供及び支援を得ることを目的に宇和島市が設置している団体で、市外で活躍されている宇和島市の出身者及び宇和島市にゆかりのある方並びに宇和島を愛し応援していただく方々で組織されています。

⑦ その他

市では、うわじま応援隊の認定店が一定程度登録された場合、宇和島の食材や特産品等をご紹介します商談会や認定店同士の交流会などの開催についても検討をしています。